

## 大津地裁高浜 3.4 号機運転禁止仮処分決定に関する声明

2016 年 3 月 11 日

2016 年 3 月 9 日、大津地裁の裁判官 3 名（山本喜彦裁判長、小川紀代子裁判官、平瀬弘子裁判官）は、高浜原発 3・4 号機の運転を禁止する仮処分決定を出しました。史上初めて運転中の原発（高浜 3 号機）に司法が運転停止を命じたのです。2015 年 4 月の福井地裁での仮処分決定に続いて、再び司法の良心が原発の再稼動を現実には差し止めました。

「司法は生きていた」

私たちは、2015 年 5 月、大飯原発 3・4 号機の運転差し止めを命じた福井地裁での勝訴判決の時に掲げた旗を、三度、高らかに掲げ、原発を止め、そして、廃炉に導くためにたたかっている全国の仲間の皆さんと共に、この勝利の喜びを心より分かち合いたいと思います。

福島第一原発事故に対する真相究明もなく、避難計画の審査もないままに再稼動にゴーサインを出した「新規制基準」。その合理性に疑義を呈し、直ちに高浜 3・4 号機の停止を命じた大津地裁の命令は、私たち市民の感覚からして非常に分かりやすく、ストーンと腑に落ちる決定です。この大津地裁・山本決定は「新規制基準」に対してのみならず、昨年 12 月 24 日、一方的に関西電力の言い分を認めて高浜 3・4 号機再稼動への道を開いた福井地裁・林決定の出鱈目さ、非合理性をも余すところ無く明らかにした決定だと言えます。

ところが、この決定を前にしても、菅官房長官は「あくまでも仮の処分」「再稼動を進める政府の方針に変わりはない」等と言い放ち、原発推進という政府の方針を鮮明に打ち出しました。福島第一原発事故に対するなんらの真摯な反省を示すこともなく、あくまで再稼動ありき、という強権的な姿勢を崩さない安倍政権を私たちは到底許すことができません。

私たちは、大飯原発 3・4 号機、高浜原発 1・2・3・4 号機をはじめとする福井の原発、そして、全国、全世界の原発を止め、そして廃炉にする闘いを更に力強く進めていきたいと思えます。

関西電力は直ちに高浜 3・4 号機を停止し、大津地裁仮処分決定に対する異議を取り下げよ！

全国の仲間の皆さん、この大津地裁での勝利をばねに、高浜原発再稼動の息の根を止め、さらに全国の原発の再稼動阻止、そして廃炉を勝ちとっていくために連携を強め、共に闘っていきましょう！

福井から原発を止める裁判の会

代表 中寫 哲演  
事務局長 嶋田 千恵子